

# 事業運営と著作権

「店内『BGM』有料です」報道をきっかけに学ぶ著作権法

2015.8.12 ver.150814

**中小企業診断士 山下 洋**

(一社) 東京都中小企業診断士協会 城南支部 経営法務研究会

# はじめに

6/26(金)の朝刊(読売)に、日本音楽著作権協会(JASRAC)が、全国の飲食店や美容室などを相手取り、各地の簡易裁判所にBGMとして使用している音楽の使用料を求めた民事調停を申し立てたという記事が載りました。

2015年6月 9日

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

BGMを利用する全国258施設（171事業者）を一斉に法的措置

本日、JASRACはBGMを利用していながら音楽著作権の手続きが済んでいない全国の171事業者、258施設（美容室、理容店、アパレル店、飲食店他）に対し、民事調停を全国の簡易裁判所に申し立てました。

（中略）

BGMの著作権管理については、管理開始以降、継続して取り組んでいますが、繰り返しの催告にもかかわらず、手続きに応じない施設に対し民事調停の申立てを行いました。今年度は、6月と7月を「BGM手続き推進月間」と定め、日本BGM協会及び全国有線音楽放送協会と共同で、お店などの施設がBGMを適法に利用するための活動を推進してまいります。

BGMは物販店、飲食店、公的なスペースなどで、耳障りな店舗外の雑音を遮断して店舗の居心地を改善したり、店舗のイメージや居心地を改善し、お客様の満足度を高めるのに非常に効果的です。また、喫茶店、ホテルロビー、美容室・理容室、病院など一定時間を過ごすスペースに雑誌や新聞は必需品といっても良いと思います。

このように、「著作物」の恩恵は大きいものがありますが、その利用上の規制や正しい利用方法についての理解が十分とは言えないのではないのでしょうか？

今回は、著作物を通常の事業活動（店舗、ホームページ、公告など）に利用する上で著作権的に理解しておきたい方を対象にまとめてみました。

# 目次

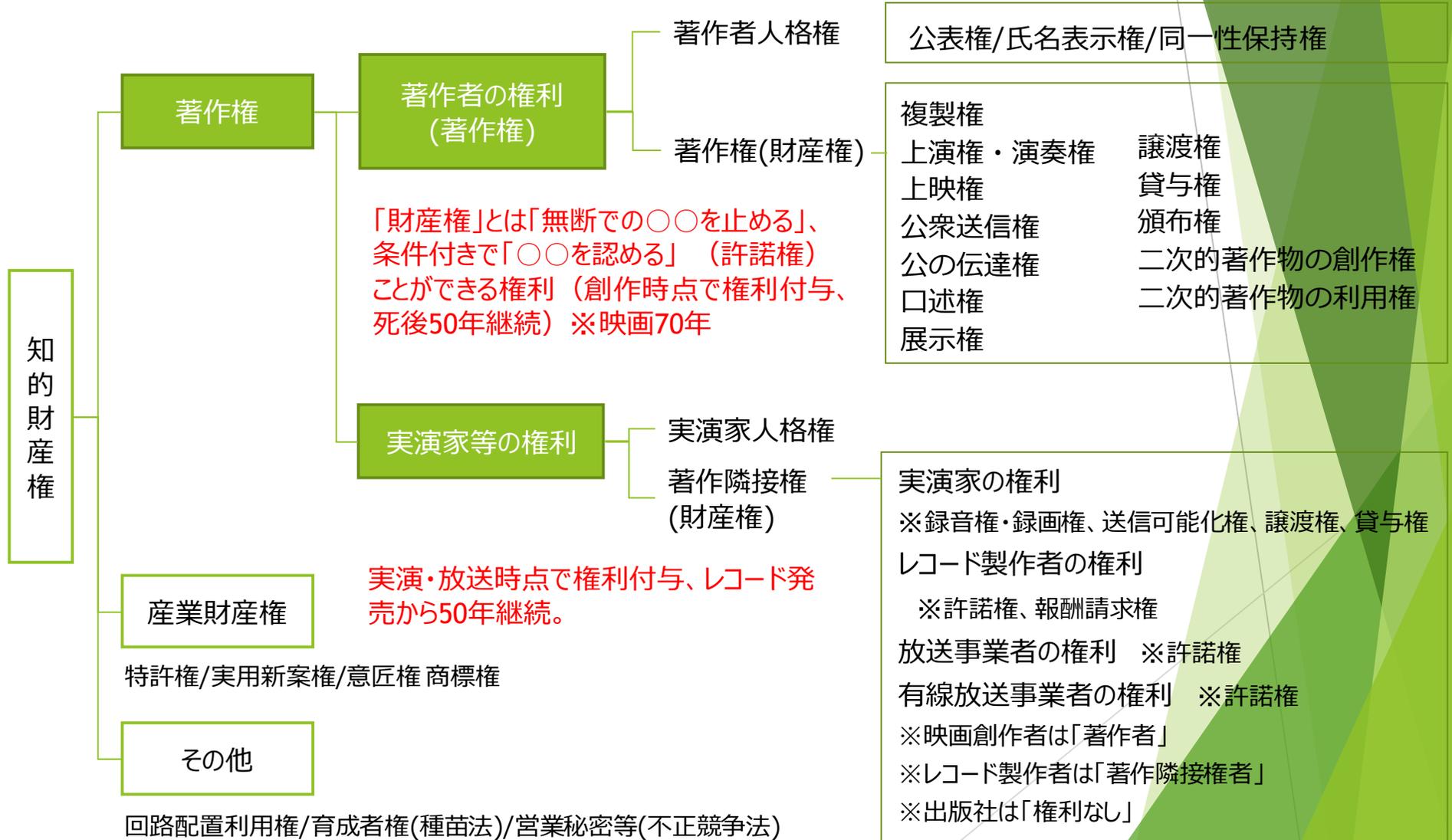
- ▶ 著作権ってどんな権利ですか？
- ▶ 著作権法における言葉の定義を覚える
- ▶ 具体的に保護対象の「著作物とは？」
- ▶ 著作権における主な「権利」の具体的内容
- ▶ 隣接著作権における主な権利の具体的内容
- ▶ 店舗等のBGM利用について
- ▶ カラオケスナックは客が楽しむもの？
- ▶ 無断利用が可能な例外ケース
- ▶ 「非営利・無料」「引用」「転載」の例外規定
- ▶ 新たなサービスの提供が著作権問題に発展！
- ▶ x社作成会社案内をベースに他社に発注
- ▶ 著作物のビジネス利用のしかた
- ▶ 参考・参考文献

# えっ、なんでそうなるの？じゃあそれは？

- 「自分で買ったCDを流しただけ。客から音楽の代金を取っているわけではないのに使用料を払うのは腑に落ちない」美容院オーナー 2015.6.26読売朝刊
- 著作権法の違反というなら、店内に新聞や雑誌を置いて客に読ませている喫茶店や美容院、病院なんかはどうなの？
- もっぱら馴染みの客が中心の Snackbar です。今度カラオケ機器を導入して、新しい客層を増やす計画を持っています。JASRACとの契約する必要がありますか？
- 自分は小さな蕎麦屋をやっていて、開店当時から店内にTVを置いて客に見せているけど違法なの？ みんなやってるけどね。
- まえに、ソニーのロケーションフリーという製品を客から預かって、海外赴任の人が赴任先で日本のTV番組が見られるというサービスがあったけど、放送局から著作権関係で訴えられたってという報道だったけど、何がいけなかったんだっけ？
- 店のパンフレット、「気には入ったけど費用が高かったX社のから入手した企画案を使って、低コストのA社で作ってもらおう」ところで、企画案には著作権は無い？」
- 他人の著作物の記事や写真、図表の引用や転載のガイドラインを教えて欲しい。

**本日の内容はざっと、こんな疑問に対して「著作権法」的に判断できるようにします。**

# 著作権ってどういう権利ですか？



「財産権」とは「無断での〇〇を止める」、  
条件付きで「〇〇を認める」(許諾権)  
ことができる権利(創作時点で権利付与、  
死後50年継続) ※映画70年

実演・放送時点で権利付与、レコード発  
売から50年継続。

# 著作権法における言葉の定義を覚える

著作権とは

著作権とは、狭義には著作物の創作時点で、著作者に付与される権利で、財産権（許諾権）と著作人格権により構成される。広義には著作隣接権を含む。

著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したもので文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(2条1-1)。小説、講演、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム、データベースなど

著作者とは

「著作物を創作する人」のことです(2条1-2)

著作隣接権とは

著作物を「伝達する者」(実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)に付与される権利。

著作隣接権者とは

実演家

著作物を演じる「歌手」「俳優」「舞踏家」「演奏家」「指揮者」「演出家」など(2条1-4)

レコード製作者

音を最初に固定(録音)した者(2条1-6)

放送事業者

同じ内容を受信者の手元まで無線で同時に送信する事業者(2条1-9)

有線放送事業者

同じ内容を受信者の手元まで有線で同時に送信する事業者(2条1-9-3)

# 具体的に保護対象の「著作物」とは？

## 保護を受ける著作物

次の要件のいずれかに該当するもの（第6条）

- ・日本国民が創作したもの
- ・最初に日本国内で発行されたか、外国で発行後30日以内に国内で発行された著作物
- ・条約により我が国が保護の義務を負う著作物

但し次のような著作物は対象外（第13条）

- ・憲法その他の法令
- ・国、地方公共団体、独立法人等の告示、訓令、通達など
- ・裁判所の判決、決定、命令など
- ・上記の編集物で国、地方公共団体、独立法人などが作成したもの

## 一般の著作物例

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踏・無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く映像」
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

このほか、著作物としては翻訳などの「二次的著作物」、複数の著作物を組み合わせた詩集、百科事典、新聞、雑誌などの「編集著作物」、複数人の共同作業で作られた「共同著作物」がある。

# 著作権における主な「権利」の具体的内容

著作者人格権	自分の著作物についての、公表の判断（公表権）、名前の表示と方法を定める（氏名表示権）、内容やタイトルを無断で変更されない（同一性保持権）により構成される権利
複製権	無断で複製されない権利
上演・演奏権	無断で公衆に上演・演奏されない権利
上映権	無断で公衆に上映されない権利
公衆送信権	無断で公衆に送信されない権利 ・テレビやラジオなどの「放送」や「有線放送」 ・インターネットを通じた「自動公衆送信」及びその前段階としてのアップロード行為（送信可能化） ・申込みを受けてその都度手動で送信すること
公の伝達権	無断で受信機による公の伝達をされない権利
口述権	無断で公衆に口述（朗読など）されない権利
展示権	無断で公衆に展示されない権利 ※美術原作品と未発表の写真原作品のみ対象
譲渡権	無断で公衆に譲渡されない権利 ※海賊版対策の規定。一旦適法に譲渡されると譲渡権は消滅する。
貸与権	無断で公衆に貸与されない権利 ※貸本業は適用除外だったが、H16の改正で対象になった
頒布権	無断で公衆に頒布されない権利 ※映画の著作物に限る。「頒布」とは「譲渡」「貸与」の両方を含む

「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。相手が「一人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。 ※判例も加味した見解

# 著作隣接権における主な権利の具体的内容

## 録音権・録画権

自分の実演を無断で録音・録画されない権利 ※CDなどの複製物のコピーを含む映画への録音・録画を了承して記録された著作物の二次利用は再度の了解は不要  
レコード製作者、放送事業者は「複製権」のみ

## 放送権・有線放送権

無断で放送・有線放送されない権利

## 送信可能化権

無断で送信可能化されない権利

## 譲渡権

無断で公衆に譲渡されない権利

## 貸与権

無断で公衆に貸与されない権利

## 報酬請求権

CD等の「放送」「有線放送」（同時再送信を含む）について使用料を請求できる権利  
CD等の「レンタル」について使用料を請求できる権利 ※隣接著作権の「許諾権」の1年と報酬請求権(2年～50年)で対応する  
生の実演が含まれる放送を受信して同時に「有線放送」する場合(実演家のみ)

## 再放送権・有線放送権

無断で再放送、有線放送されない権利(放送事業者の場合)。  
※有線放送事業者の場合は「放送権・再有線放送権」になる

## TV放送の公の伝達権

無断で受信機による公の伝達をされない権利 ※TV放送を受信して画面を拡大する装置で公衆に見せることに関する権利(放送事業者の場合)。  
※有線放送事業者の場合は「有線TV放送の公の伝達権」になる)

# 店舗等のBGM利用について

CDやDVDなどのメディアに録音（録画）された「著作物（音楽、映画など）」などの公衆向けに再生することは著作権者の「上演権・演奏権」の侵害になります（22条）。

二十二条 著作権者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

つまり他人の「著作物」「実演」「レコード」「放送」「有線放送」を、「コピー」や「インターネット送信」などの方法で利用するには、原則として「権利者の許諾」を得ることが必要です。

具体的に「許諾」を得る方法としては、「契約窓口の一本化」を行う団体と契約するか、そのような団体と包括的な契約のある音楽等の配信事業者と契約するのが一般的です。日本では、多くの音楽について契約窓口となっているJASRACが有名です。

※ 契約スタイルは、業態により店舗面積、宿泊定員に応じての区分(6区分)毎に年額使用料が決められています。最低額は6000円/年（最高区分で50,000円/年）であり、それほど大きな負担になる金額ではありません。

## BGMは流したいが金を払うのはいやな場合

もっとも簡単な方法は、ラジオで受信したラジオ放送をそのまま流す場合は、著作権者の許諾は不要です。TVで受信した放送をそのまま店内で再生することも同様です。

※放送の録音・録画の再生は許諾が必要です。

三十八条 3 放送され、または有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、徴収または観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。（38条3項）

※ インターネットラジオは文化庁の解釈では、「放送」ではなく「自動公衆送信」にあたるようで、この場合は上記条項は適用されず、著作権者の許諾が必要ということです。

# カラオケスナックは客が歌を楽しむもの？

## 疑問

カラオケ・スナックはカラオケ機器を店の一角において、客自身が好みに応じて曲を選択・再生して歌いますが、これなら「個人」の範囲の楽しみであり、著作権法の「大衆」に聴かせる演奏権の侵害にはならないのでは？

たしかに、カラオケについては、演奏している（歌っている）のが店ではなく客ですので、店が演奏権の使用料を支払う必要があるのかについては疑問がのこります。

## 事例・解釈

実際にカラオケ店とJASRACが演奏権（著作権）侵害に基づく損害賠償について、争った事があるそうです。

カラオケ店側の主張は「演奏権を侵害しているのは、実際の演奏をしている客だ」ということだったようです(クラブキャッツアイ事件 昭和63.3.15最高裁判決)。

この判決で最高裁は、店はカラオケ機器を設置し利益を得ていることと、ホステスなどが機器を操作・選曲して客へ歌詞やマイクを渡して誘導したり、他の客の前で歌わせたりすることを継続的に行っており、これが店の雰囲気づくりさらには利益を上げることを意図しているので、客が歌唱する場合も含めて、演奏（歌唱）という当該著作物の利用主体は店であることを認定すべきと判断し、店に損害賠償を命じています。

この判例は、実際の利用者とは言い難い者を、「著作権法上の規律の観点」を根拠として、(1) 管理（支配）性および(2) 営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価した「カラオケ法理」として、のちの裁判にも影響を与えています。

# 無断利用が可能な例外ケース

- 家庭など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用する目的の本人による複製（第30条）
- 本来の対象以外の著作物が付随して写真撮影等の対象となる場合(写り込み)(第30条の2第1項) およびその利用(第30条の2第2項)
- 著作者の許諾を受けての利用検討のための、会議資料や企画書用途(第30条の3)
- 録画機の技術検討のためにTV番組を録画してみるなど、技術開発用途の複製(30条4)
- 教育機関による教育目的、試験問題としての「複製」「公衆送信」、教科書等への掲載が目的の「複製」など(33条、34条、35条、36条)
- 図書館・美術館・博物館関連では複製・資料の電子化・インターネット共有などにおける例外規定(31条、42条)
- 福祉関連(点字翻訳、録音図書、字幕追加など)の例外規定(37条)
- 上記のほかにも報道、情報公開法関連、立法、司法、行政などの手続き上における例外規定があります。

次ページに「非営利・無料」の場合、および「引用」「転載」に関する例外規定について説明します。

# 「非営利・無料」「引用」「転載」の例外規定

- 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」で、出演者に報酬が支払われないこと(38条1)
- 図書館など「非営利・無料」の場合の公表済みの本、音楽の「貸与」(38条4)
- 「非営利・無料」の場合の図書館・福祉などの非営利目的施設かつ施設で権利者に「補償金」を支払い場合の映画・ビデオの「貸与」(38条5)
- 「非営利・無料」の場合の「放送番組等の伝達(38条3)  
※街の食堂や喫茶店で家庭用の受信機により放送を見せるような場合がこれに相当する。
- 放送を受信して限定された地域に再送信する場合の「送信可能化」(38条2)  
※共用アンテナからマンション内に配信するような場合に相当。

「営利」とは、著作物の利用行為自体から継続的かつ直接的に利益を得るまたは、間接的でも具体的な利益への貢献が明らかなことを言う。

## マンガ喫茶は「問題なし」文化庁Q&A

※喫茶店や病院の待合室などでの雑誌などの閲覧サービスは「貸与」には当たらず、著作権法が規定しない利用方法のため著作権法条の問題はないとされているようです。 **店外への持ち出さなければ「貸与権」は及ばないとする考え方です。**

- 公表済みの他人の主張や資料等を「引用」する場合（32条1）
- 行政の広報資料（調査・統計資料、報告書）等を新聞や雑誌などの刊行物に転載すること（32条2）

「公正な慣行」に合致しており、引用の目的上正当な範囲である必要があります。判例によると、以下の要件が求められています。

- ①主従関係：引用する側とされる側とは、質的量的双方で主従関係であること、
- ②明瞭区分性：両者が明確に区分されていること。
- ③必然性：その引用をするための必然性があること。
- ④出所の明示：引用される著作物の出典（含む著作者名）を明記すること（48条）。

# 新たなサービスの提供が著作権問題に発展！ - (1)

## 録画ネット裁判概要

ITmedia LifeStyle コラム (小寺信良) より引用 (筆者編集)

**「録画ネット」**とは、インターネットを使って、海外(赴任先)から日本に置いてある録画機能付きのLinux搭載PCで、(自分の操作で)録画した番組を見るというサービス (有限会社エフエービジョン) が、2004年7月30日に、NHKと民法5局から、放送番組の複製・送信サービスに当たる著作権法違反として、サービスの停止の仮処分申し立てを東京地裁に起こされた事件。

仕組みとしては、録画機能付きLinux PCをユーザーに販売し、それを送付してもらう形で録画ネットに設置、そのマシンを使ってユーザーが自ら録画操作し、海外赴任先からパソコンで再生視聴するというもの。これを、録画ネットが**放送番組の「複製・送信」サービスの主体**であり違法であるとしてNHKと在京民放5局がサービス停止の仮処分を申し立てたもの。

録画ネット側は、このサービスはテレビパソコンを預かって代行管理するハウジングサービス(サーバーとネットワーク及びそれらの機器メンテを行うサービス)であり、違法性がないことを主張した。

## 解説

著作権法 第30条により、TVの録画は**「私的使用のための複製」**にかぎり認められていますが、本裁判ではその録画主体が誰かということが主な争点になりました。結局裁判所は、放送波を提供しているのは録画ネットであり、**サービスへの誘導や機器設置への関与などを踏まえて(カラオケ法理)**、録画ネットを放送番組複製(録画)の主体と認定しました。

ちなみに、この当時のユーザーは約250名であり、極めてニッチなサービスでしたが。この小さなサービスに放送事業者が噛みついたという事件です。

# 新たなサービスの提供が著作権問題に発展！ - (2)

## まねきTV裁判概要

ITmedia LifeStyle コラム（小寺信良）より引用（筆者編集）

永野商店が提供していたソニーのロケーションフリーという商品を使った、インターネット経由で海外へのTV放送のストリーミング配信するサービス。録画ネット同様、機器預かりサービスとして提供するハウジングサービスとしていたが、このサービスに対して、TV局は隣接著作権である「公衆送信権」「送信可能化権」侵害としてサービスの差止めの仮処分申し立てと提訴を行った事件。

東京地裁、知財高裁はTV局側の仮処分申請を認めず、1対1の通信を行うソニーの「ロケーションフリー」機器を使ったサービスは、ネットによる不特定多数への送信（送信可能化、公衆送信）には当たらないと一貫して判断してきました（'06.8月～'08.12月）が、'11年1月に最高裁は一転して原告を支持し、まねきTVサービスは著作権侵害とであるとす初判断をし、審理を知財高裁に差し戻しました。

ロケフリが1対1通信しか行えないとしても、まねきTVは誰でも契約できる以上は不特定多数への送信に当たり、送信の主体もユーザーではなくまねきTVであるとの判断を下しています。

## 解説

本サービスは前出の録画ネットとは異なり、ユーザーは市販のロケーションフリーという商品を購入して、まねきTVに送付しており、ユーザーが誰であるかは明らかでした。更に、ロケフリ本体には録画機能がない（ストリーミング）ため、争点は「複製権侵害」ではなく「公衆送信権」「送信可能化権」でした。しかし、この点は重要ではなく、結局「大衆とは」という判断に帰着しています。

当初、裁判所は1:1のサービスであるから「大衆」ではないとしてきましたが、最高裁はこれを覆し、誰でも契約できるということをもって「大衆」としました。

# X社作成会社案内をベースに他社に発注(参2)

## 事実概要

X社（原告・控訴人）： 広告企画立案・製作をする会社

Y社からの受注獲得のための会社案内のラフ案を作成し、Y社に提出。

Y社（被告・被控訴人）： 会社案内発注元の会社

X社からの見積もりが高いという理由で、Y社提案を不採用としX作成の会社案内を返却。

その後、付き合いのあった他社にX作成の会社案内を元にした会社案内を作成配布した。

争点： 著作権法の複製権

Y社会社案内はX作成の会社案内を複製したものであり、YはXの著作権を侵害しているとして差止・損害賠償を請求した。

## 解説

- 原判決を取消し、請求容認
- 企業理念、業務内容、実績、企業の概要などを通じて企業の実態を表現するにあたり、記事やイメージ写真、余白などのページ内配置やページ配当などに創意工夫があり、全体として優しさと簡素を基調とした会社案内として特徴づけているとして、「編集著作物」と認定している。

そのうえで、Y社の会社案内は、①記事内容の配列や配当ページ数、②イメージ写真の選択、配置、写真が与える印象などにおける高い類似性、③余白配置ページ、ページ内箇所の一貫性による印象の共通性などを根拠として、Y社会社案内をX作成の会社案内（ラフ案）の複製物であるとした。

# 著作物のビジネス利用のしかた

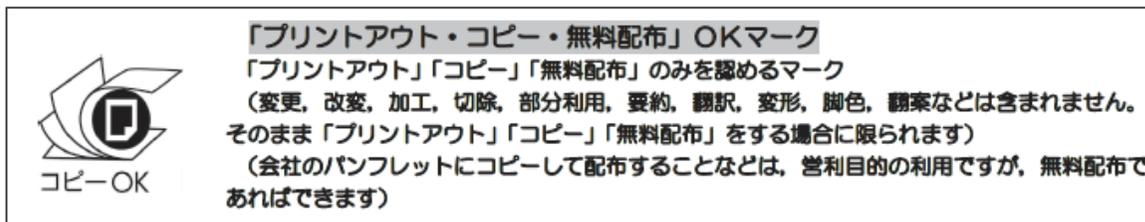
- JASRAC等の「契約窓口の一本化」を行う著作権等管理事業者と契約する

最新の事業者登録状況は文化庁HPで確認できます。

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\\_jokyo/pdf/toroku\\_jokyo.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/pdf/toroku_jokyo.pdf)

- 利用についての許諾条件をあらかじめ明示したうえで、自由に利用可能とする「自由利用マーク」制度も存在する。

サンプル



このほか、「障害者のための非営利目的」「学校教育のための非営利目的」の各OKマークがある。

- 著作者の財産権は契約により譲渡が可能ですので、広くビジネス展開を考える場合などは譲渡契約により権利を譲り受けておくことも視野に入れる（著作人格権は譲渡できないので、「改変等の事前確認や人格権非行使契約」を締結しておくことが多い）。

※ 「すべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に譲渡する」という内容での契約もある。

権利の分割契約や地域限定の譲渡契約の方法もある。

- 「ポスターや広報用のビデオなどの外注では、基本的に著作権は「受注者」にありますので、納品されたものを他の目的に転用するような場合は、発注の時点で「すべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を譲渡する」「改変を行う場合はあらかじめ著作者の内容確認機会を与える」といった契約をしておくのが望ましい。
- 著作物の出版を行う場合は利用許諾とは異なり、排他的権利としての「出版権」を設定することもあります。

# 参考

## 肖像権

「肖像権」は著作権と混同されることもありますが、著作権とは関係がありません。著作権に対する著作権法のような、「肖像権」を定めた法律は存在しません。

特別な法律がないため、具体的な肖像権侵害の有無は事例ごとに裁判所が判断することになります。

これまでの判例によると、「肖像権」においても「人格権的な側面」と「財産権的な側面」あり、著名人は経済価値の側面つまり「財産権的な側面」、一般人はプライバシーの側面つまり「人格権的な側面」が争点になるようです。（文化庁著作権Q&Aを元に筆者要約）

## 違法ダウンロードの刑罰化

著作権法の改正により、平成24年10月からは、私的利用であっても、有償で提供・提示されている音楽や映像の違法配信からのダウンロードは、私的利用であっても刑事罰の対象になりました（懲役と罰金の併科）。

※ただし、違法配信であることを知り、かつ有償提供・提示されていることの両方を知りながらのダウンロードに限定されます。

参考文献、HP：

1. 「著作権テキスト（初めて学ぶ人のために）平成27年度」文化庁長官官房著作権課
2. 「著作権判例百選 第4版」(別冊ジュリストNo.198)2009/12/20 中山 信弘、大淵 哲也ほか
3. 文化庁HP「著作権なるほど質問箱」 <http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/tpx.asp> ほか
4. (一社)日本音楽著作権協会 <http://www.jasrac.or.jp/index.html>